

諮問庁：国立大学法人山梨大学

諮問日：平成28年11月15日（平成28年（独情）諮問第89号）

答申日：平成29年2月8日（平成28年度（独情）答申第79号）

事件名：特定個人が公的第三者機関に依頼した解析に係る全過程のメール記録等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人山梨大学（以下「山梨大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年7月22日付け梨大総第65号-1ないし同第65号-4による各不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）趣旨

本件対象文書はそれぞれ、法2条に照らし法人文書に該当するものであるので、原処分を取り下げ開示することを求める。

##### （2）理由

本件対象文書はそれぞれ、法人文書であることについて理由提示する。

はじめに、法人文書の定義について、法2条より出典

要件（一）独立行政法人の役員、職員が職務上作成し、又は取得した文書（電磁、電子含む）

要件（二）役員、職員が組織的に用いる文書

要件（三）法人が保有している文書

以上3要件に該当すれば法人文書とされる訳である。

本件対象文書は法2条の法人文書3要件定義に該当する。

以下、論考する。

本件対象文書について、その性質により、法人文書である。

- ・ 本件対象文書は、国の研究機関所属の研究者が管理する研究成果有

体物の提供と受領等の経緯を記録する文書であること。

- ・ この研究成果有体物の取り扱いは、文部科学省「研究成果有体物の取り扱いガイドライン」によって定められていること。このガイドラインの指針によって作成される法人文書であること。

出典 以下文部科学省「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」より

ガイドライン 3 ページ

### 3. 成果有体物の提供について

#### (1) 提供経緯の明確化

(前略) 提供にあたっては、事後に問題が生じないように成果有体物の帰属や提供の相手方などを明確に記録しておくこと  
ガイドライン 3 ページ～4 ページ

### 4. 成果有体物の提供手続きの簡素化

#### ○ 簡素化の指針

#### (2) 研究者が管理する成果有体物の提供

次により国の機関研究者間での提供を可能とする

- ① 提供した場合には、定期に機関で定めた者（所属の学部長等）に報告すること
- ② 研究者は責任をもって提供に関する記録を保管すること
- ③ 研究者間での提供に関する記録は F A X や電子メール等による記録も可とする

本件対象文書は、指針に沿って作成される文書なので法人文書である。

①の「定期に機関（組織）で定めた者に報告すること」とあるので、報告共有であり、法 2 条（二）項要件、組織共用文書に該当する。

また、②の「責任をもって記録を保管すること」とある。

責任をもってとは、組織（法人）に対しての責任であるから、提供に関する記録は、組織共用文書に該当する。

②の「研究者は責任をもって提供に関する記録を保管すること」とあり、法 2 条（三）項要件の「法人が保有する文書」に該当する。

文科省ガイドラインは、研究者が組織（法人）に対して責任をもって文書を保管することを求めている訳であるから、研究者が単独で保有していても法人保有に該当する。（法 2 条（三）項要件）

研究者が保管しているので、法人（組織）部署の文書管理担当においては保管されていないことになる。保管場所の違いであって法人保有に変わりない。保管方法の違いである。

本件対象文書のうち、山梨大学特定教員 A と特定大学 A、特定大学 B とのメール開示請求分と、山梨大学特定教員 A と公的第三者機関とのメール開示請求分において、以下、それぞれ「メールが存在している」と

されている。

平成28年（独情）諮問第1号と2号の理由説明書において、MTAは不存在だがメールは存在しているためと明記されている。

すなわち、特定教員Aは上記2件のメールは、ガイドライン指針に沿って保管しているわけである。特定教員Aに確認された上での明記であり、当然、特定大学C特定教員Bとの経緯メールや、特定研究機関研究員との経緯メールもガイドライン（国の機関研究者間での簡素化指針）に沿って保管されているはずである。

文書保管管理の担当部署が保有していなくても、研究者特定教員Aが責任をもって保管している記録文書である。

特定教員Aは、定期的に本件を組織的に報告し、責任をもって法人研究者として文書を保有しているものである。

以上、本件対象文書は、法人文書であり、存在しているはずであるので、原処分を取り下げ、開示処分とすることを求めるものである。

※ 法人文書として存在している事実を法人文書ではないとしての不開示は、法に違反することになるのではないか。

### (3) 参考 法人文書の定義についての問合せ

総務省行政管理局特定係長との問合せ。

特定日、電話録音より要旨書き起こし引用

「法2条の要件（一）（二）（三）の項、これが法人文書の三要件といたします」

法2条の（二）項の組織共用文書の端的に理解できる例として

「私は現在係長ですが、異動することになった場合について」

「自分が業務の研さんのため作成しておいた文書やメモ等が私の中でとどまっていた私だけの為のものとしてあるなら、法人文書に該当しない。」

「異動において、後任者に引継ぎのためとして用いた場合においては組織的に用いられた文書として法人文書に該当することになります。」

私の質問、業務上の必要から上司に報告した場合はどうですか？

係長引用「その場合も、法2条（二）項の組織的共用に該当します。」

上記要旨の私の解釈、自分だけが文書を保有しており、法人部署内の他者（上司、同僚、部下）に報告や説明、配布等がなされていない文書は法人文書に該当しないが、他者に業務上用いられた文書は組織共用としての法人文書に該当する。

※ 本件対象文書は責任文書であり、法人他者への報告の事実根拠文書であるから法2条（二）項該当

#### (4) 追記

本件対象文書は文部科学省ガイドラインに沿って職務上、研究者が作成していた文書であり、法2条2項によってメールであっても電磁的記録（電子的方式、電磁的方式）に該当するから、開示対象文書である。

法15条（開示の実施）において、電磁的記録は各法人等が定める方法によって開示を行うとある。特定教員Aが研究者保管として保有している電子メールは山梨大学が定める方法によって開示の実施を行うことになる。

開示請求者（審査請求人）に速やかに開示の実施を求めるものである。

出典 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（法）

（定義）2条2項，（開示の実施）15条

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求人が開示請求した法人文書の名称・内容等

審査請求人が開示請求した法人文書（本件対象文書）は、別紙に掲げる文書1ないし文書4である。

#### 2 審査請求に係る原処分

該当する法人文書はなく、文書不存在として、不開示決定を行った。

#### 3 審査請求の内容

法2条2項に、法人文書の定義として「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（中略）であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているもの」とある。

本件各文書は、国の研究機関所属の研究者が管理する研究成果有体物の提供と受領等の経緯を記録する文書であり、この研究成果有体物の取扱は文部科学省「研究成果有体物の取り扱いガイドライン」によって定められ、この指針によって作成される法人文書である。

この中で、「定期的に機関で定めた適当な者（所属の学部長等）に報告する」とあるので、報告共有であり、法2条2項「当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるもの」に該当する。

また、「研究者は責任をもって提供に関する記録を保管すること」とあり、これは組織（法人）に対しての責任であり、同項「当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるもの」に該当する。

そして、「研究者は責任をもって提供に関する記録を保管すること」というのは、同項「当該独立行政法人等が保有しているもの」にも該当する。ガイドラインでは、研究者が組織（法人）に対して責任をもって文書を保管することを求めているので、研究者が単独で保有していても法人保有に該当する。研究者が保管しているので、法人（組織）部署の文書管理担当においては保管されていないが、保管場所の違いであって法人保有に変わ

りない。

また、開示を請求した法人文書のうち、①公的第三者機関、②特定大学 A 及び特定大学 B に解析を依頼した件に係るメールについては、山梨大学は「メールが存在している」ことを認めている。この 2 件はガイドライン指針に沿って保管されており、文書保管管理部署が保有していなくても、研究者が責任をもって保管している記録文書であり、研究者は定期的に本件を組織的に報告し、責任をもって法人研究者として文書を保有している。

よって、本 4 件は全て法人文書であり、原処分を取り下げ、開示することを求める。

#### 4 原処分を行った理由

本審査請求に係る事案は、本学教員と他機関との試料提供から解析に係る全記録の開示である。

本試料ならびに解析については、「平成 27 年度（独情）答申第 83 号ないし同第 85 号」の答申に、解析を引き受けるかどうかを判断する準備調査の段階で解析を行うまでもない試料であることが判明したものであること、そのため、解析に係る契約には至らなかった旨、記述されているところである。

試料解析依頼等に関する電子メールは、研究者間での連絡のためにやり取りされたものに過ぎず、組織的に共有されたものではない。

現に、本学としても法人文書として保有しているものではないことから、法 2 条 2 項に規定する「法人文書」に該当しないと判断した。なお、当該電子メール以外にも請求内容に該当する法人文書は保有していない。

よって、本件に係るメール記録・FAX・電磁記録は、組織的に用いる必要性は無く、法人文書として保存・管理するものではないことから、該当する法人文書は存在しない。

以上の理由から、平成 28 年 7 月 22 日付の法人文書の不開示決定処分を維持し、諮問する。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 28 年 11 月 15 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成 29 年 1 月 23 日 審議
- ④ 同年 2 月 6 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書 1 ないし文書 4 であり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当と

していることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の存否に係る判断等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

大学に所属する教員は、所属組織の長等の指示の下で研究を行う場合もあるものの、本来的には研究者の知的探究心や自由な発想に基づき、自主的・自律的な研究活動によって、大学における学術研究は展開されている。本件開示請求に係る解析依頼等は、山梨大学所属の特定教員Aが行ったものであるが、同教員が山梨大学教員に就任する以前に関わった研究について、研究者個人としての検証を行ったものであって、山梨大学はこれに関与していない。

なお、本件対象文書の一部に該当すると審査請求人が主張しているメールについては、特定教員Aが保有していた旨を過去の開示請求等に対する対応の過程で確認しているが、その際に現物の提出は求めておらず、それ以外のものを含め、他の何らかの理由で特定教員Aから本件対象文書に該当し得る文書の提出を受けたという事実も認められなかった。

したがって、本件対象文書については、存在するとしてもそれは同教員が研究者個人として保有するもののみであり、組織共用性のないそのような文書はそもそも法人文書には該当しない。

なお、審査請求人は、ガイドラインを根拠に、本件対象文書は個人が保管していても組織共用性がある法人文書である旨主張しているが、そもそも解析の対象となった研究成果物に権利を有するのは研究者個人としての特定教員Aであって、山梨大学は権利を有さないため、当該主張は誤解に基づくものである。

- (2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、山梨大学において本件対象文書を保有しているとは認められない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、山梨大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙（本件対象文書）

- 文書1 特定時期A，特定教員Aは公的第三者機関に保管中の特定サンプルAの解析を依頼した。その際のMTAの開示請求に対しては，メールは存在するがMTAは不要なので保有していないとのことであった。そのメール記録の全過程（依頼から解析報告等，そして返納に至る）の開示を文科省ガイドラインの指針と法15条にもとづき請求する。
- 文書2 特定時期B，特定教員Aは保管中の特定サンプルAと特定大学Cの特定教員B保管の特定サンプルBとの同定解析の為特定大学Aと特定大学Bにそれぞれ提供・送付した。  
その際のMTAの開示請求に対しては，メールは存在するが，MTAは不要の為保有していないとのことであった。そのメール記録（特定大学A分・特定大学B分それぞれ）の依頼から解析報告等，そして返納に至る全過程の開示を，文科省ガイドラインの指針と法15条にもとづき請求する。
- 文書3 特定時期B，特定研究機関特定調査の担当研究者が，特定教員Aに提供依頼をし，特定大学C特定教員B保管の特定サンプルBを提供送付してもらった。その際のMTAの開示請求に対しては，MTA不要とのことで保有していないとのことであった。文科省ガイドラインの指針と法15条にもとづき，提供依頼承諾から返納に至る全過程の記録（FAX又は電磁記録）の開示を請求する。
- 文書4 特定時期B，特定研究機関研究員よりサンプルの提供依頼を受けた特定教員Aは，特定大学C特定教員Bが保管中の特定サンプルBを提供依頼し，そして特定研究機関と特定大学A・特定大学Bにも送付した。この際に於ける特定大学C特定教員Bとの全過程（依頼から返納に至る）の記録（FAX又は電子メール）を，文科省ガイドラインの指針と法15条にもとづき請求する。（特定大学CへのMTA開示請求に対し，MTA不要の提供のため保有していないとのことであった。）